令和８年（フ）第１０４８号
仙台市宮城野区田子３丁目10番19号
債務者　阿部　勇多
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０６４号
仙台市若林区荒井東１丁目３番地の１　イーストフォート802
債務者　千葉　真也
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０９６号
仙台市太白区長町南４丁目７番23号　１ＴＯコーポ103
債務者　中川　祐治
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１４７号
秋田市新屋比内町21番10号　フェアステージノアＣ105、旧住所秋田市外旭川字梶ノ目437番地５
債務者　八重樫　英紀
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３８号
福島県白河市東前町１番地87、前住所福島県西白河郡西郷村大字真船字長者窪11番地
債務者　梨本のぶえ
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第２５７号
茨城県つくば市吾妻３丁目17番地８　若葉ハイツ202号
債務者　岩崎　弥優
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２６１号
茨城県土浦市桜ケ丘町17番４号
債務者　小松﨑暁子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２６３号
茨城県稲敷郡阿見町中央二丁目12番３号　レイクハイツ105
債務者　近藤　隆明
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１３２号
茨城県稲敷市信太古渡66番地２
債務者　大日向　勉
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第７４号
茨城県神栖市波崎9534番地１
債務者　細野　元樹
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第８１号
茨城県鹿嶋市大字平井1228番地155
債務者　菅谷嘉奈子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第６５号
茨城県古河市小堤1920番地25
債務者　田中　雄也
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第９１号
茨城県坂東市弓田2409番地
債務者　飯嶋小百合（旧姓染谷）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第９４号
茨城県坂東市逆井4117番地12
債務者　腰塚　正治（旧姓武田）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第１０６号
茨城県常総市水海道淵頭町2966番地１　北島アパート５
債務者　榎本　　久
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第５２７号
栃木県下野市文教三丁目２番地14　倉井マンション１－Ｃ
債務者　海老原博美
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５２８号
栃木県下野市文教三丁目２番地14　倉井マンション１－Ｃ
債務者　海老原広子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係